

さいたま市告示第1584号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和6年9月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称) マミープラス武蔵浦和店  
所 在 地 さいたま市南区沼影三丁目1番1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社ジェイアール東日本都市開発  
代 表 者 代表取締役 根本 英紀  
住 所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,726 m<sup>2</sup>

(変更後) 2,261 m<sup>2</sup>

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
店舗西側 隔地駐車場	95台

(変更後)

位 置	収容台数
店舗西側 隔地駐車場	75台

(イ) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
店舗西側 駐輪場①	100台
店舗北側 駐輪場②	100台
合計	200台

(変更後)

位 置	収容台数
店舗西側 駐輪場①	100台

(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

位 置	面積
店舗北側 荷さばき施設	63 m <sup>2</sup>

(変更後)

位 置	面積
店舗北側 荷さばき施設	4 6 2 m <sup>2</sup>

ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社フタバ図書	午前 1 0 時 0 0 分	翌午前 2 時 0 0 分

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社マミーマート	午前 9 時 0 0 分 午前 8 時 0 0 分 (年間 1 0 日間のみ)	翌午前 2 時 0 0 分

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時 3 0 分～翌午前 2 時 3 0 分

(変更後) 午前 7 時 3 0 分～翌午前 2 時 3 0 分

(4) 変更の年月日

令和 7 年 5 月 1 日

(5) 変更する理由

小売業者変更に伴う店舗リニューアルのため

2 届出年月日

令和 6 年 8 月 3 0 日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和 6 年 9 月 1 3 日から令和 7 年 1 月 1 4 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

電話 0 4 8 ( 8 2 9 ) 1 3 6 4

FAX 0 4 8 ( 8 2 9 ) 1 9 4 4

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤六丁目 4 番 4 号

電話 0 4 8 ( 8 2 9 ) 6 1 7 9

FAX 0 4 8 ( 8 2 9 ) 6 2 3 5

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和 6 年 9 月 1 3 日から令和 7 年 1 月 1 4 日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944